

手続きは
お済みですか？

養育特例



制度内容

3歳未満の子と同居し、養育している組合員で、子の養育を開始したときよりも標準報酬月額が減少した場合、子の養育を開始したときの標準報酬月額により年金額を計算し、**年金額の減少を防ぐ制度**です。

▼イメージ

例) 共済 花子

育児短時間勤務により
養育特例が適用される場合

- 出生日の前月の標準報酬月額は36万円 **A**
- 育休等終了時改定後の標準報酬月額は28万円 **B**

出生日の前月

① R2年4月

産休・育休取得

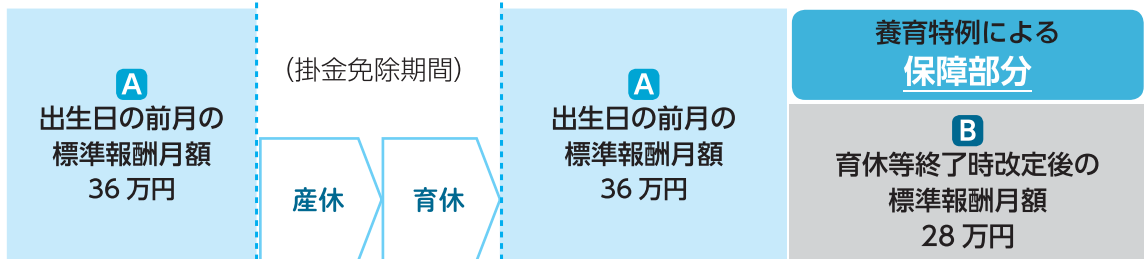
② R2年5月

短時間勤務開始

③ R3年4月

育休等終了時改定

④ R3年7月



掛金を
算定する際の
標準報酬月額

① R2年4月	36万円
② R2年5月	免除
③ R3年4月	36万円
④ R3年7月	28万円

年金額を
算定する際の
標準報酬月額

① R2年4月	36万円
② R2年5月	36万円
③ R3年4月	36万円
④ R3年7月	36万円(※)

(※) 養育特例の届出がない場合は28万円になります。

手続き

養育期間標準報酬月額特例申出書に右の書類を添付して、所属所の共済事務担当課に提出してください。

- 1 戸籍謄本(または養育する子の戸籍抄本)
- 2 世帯全員の住民票

請求期限は2年です!

届出が遅れた場合でも、届出日から2年間は遡って適用することができます。

終了時の手続きは
原則不要です!

子が3歳に達したとき及び組合員が資格を喪失したときは、自動的に終了するため届出は不要です。
※その他の理由で養育特例が終了したときは、養育期間標準報酬月額特例終了届出書の提出が必要となります。

ホームページを
ご活用ください!

養育期間標準報酬月額特例申出書は、[こちら](#)に掲載しています。

- 1 トップページ
- 2 各申請書ダウンロード
- 3 資格・調定関係請求書
- 4 ダウンロードリスト〈調定関係〉